**≪ 利 用 上 の 諸 注 意 ≫**

**大塚運動広場を使用する団体は、下記の事項を必ず守ってください。**

**記**

**１　利用時間を厳守すること（準備、後片付け（ダッグアウト内を含む）及びグラウンド整備を含む）。また、片付け後は速やかに施設より退出すること。**

**２　本施設の多目的広場は少年野球を行う規格で整備されたものであるため、大人が野球等において使用するにあたり、グラウンド外の第三者への危険が考えられるので、以下の点に留意して使用すること。  
① ボールがグラウンド外に出た場合、速やかに確認に行くこと。  
② 人身・物損事故があった場合、誠意をもって対応すること。また、人身・物損事故があった場合に対応できる保険にあらかじめ加入するよう努めること。**

**３　使用に際して生じたゴミは、放置せずに各自持ち帰ること。**

**４　自動車、バイク、自転車等は所定の場所に駐車・駐輪すること。**

**５　雨天によるグラウンド不良等で施設を使用できない時は、施設管理人の指示に従うこと。**

**６　上記以外のことについても、施設管理人の指示に従うこと。**

**７　施設利用をキャンセルする場合は、利用時間前に必ず連絡すること。**

**【連絡先（※雨天時の利用可否確認の際にもご利用ください。）】  
　　大塚運動広場　　　　　　　072-332-9880  
　　松原市みち・みどり整備課　072-334-1550（代表）**

**８　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設内では「３密（密集・密接・密着）」に十分配慮すること。**

**また、松原市運動広場設置及び管理条例第３条の条項に該当する場合**

**使用を許可できない場合がありますので、ご注意ください。**

**松原市みち・みどり整備課**